

令和6年第4回太地町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 令和6年12月11日午前9時00分

○会議の場所 太地町議会議場

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（9名）

1番 漁野尚登君	2番 森岡茂夫君
3番 海野好詔君	5番 久原拓美君
6番 塩崎伸一君	8番 筋師光博君
9番 花村計君	10番 水谷育生君
11番 福田忠由君	

欠席議員（1名）

7番 三原勝利君

○出席した事務職員は次のとおり

事務局長 漁野チエミ君	書記 松本悟君
-------------	---------

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長 三軒一高君	副町長 漁野洋伸君
会計管理者 執行貴弘君	総務課長 由谷陽久君
総務課企画員 久保亨一君	総務課副課長 森本直樹君
総務課主査 和田正希君	住民福祉課長 下津公広君
住民福祉課企画員 稲藪江美君	住民福祉課主幹 水谷由美君
住民福祉課主幹 梶田将樹君	産業建設課長 山下真一君
産業建設課副課長 井上正哉君	くじらの博物館長 稲森大樹君
くじらの博物館副館長 中江環君	教育長 山本真一郎君
教育次長 脊古景君	教育委員会主幹 櫻井敬人君

○本日の会議に付した事件

日程第1 会期の決定

- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 町長の提案理由の説明
- 日程第 4 承認第 8 号 令和 6 年度太地町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 5 議案第 4 9 号 太地町職員定数条例の一部改正
- 日程第 6 議案第 5 0 号 太地町税条例の一部改正
- 日程第 7 議案第 5 1 号 太地町就学指導委員会条例等の一部改正
- 日程第 8 議案第 5 2 号 令和 6 年度太地町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 9 議案第 5 3 号 令和 6 年度特別会計太地町介護保険事業補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 0 議案第 5 4 号 令和 6 年度特別会計太地町後期高齢者医療事業補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 1 議案第 5 5 号 令和 6 年度特別会計太地町くじらの博物館事業補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 2 議案第 5 6 号 令和 6 年度企業会計太地町水道事業会計補正予算（第 2 号）

△開 会 午前９時００分

○議長（福田忠由君）

おはようございます。開会に先立ちまして、議会運営委員会委員長より、本会議の運営について報告いたします。筋師委員長。

○８番（筋師光博君）

報告いたします。去る１２月９日、午後１時３０分より議会運営委員会を開催し、令和６年第４回太地町議会定例会運営について審議いたしました。会期は、本日より１２月１６日までの６日間とし、１２月１４日、１５日を休会といたします。日程につきましては、お手元に配付しているとおりでございます。なお、町長の提案理由の説明を受けた後、議案審議を行い、終了後、一般質問を行います。日程終了次第、閉会といたします。以上、報告を終わります。

○議長（福田忠由君）

議会運営委員会委員長の報告を終わります。ただいまの出席議員は９名であります。定足数に達していますので、令和６年第４回太地町議会定例会は成立いたしました。ただいまから、令和６年第４回太地町議会定例会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。議事日程は、お手元に配付しているとおりです。

△日程第１ 会期の決定

○議長（福田忠由君）

日程第１ 会期の決定の件を議題にします。お諮りします。開会前、議会運営委員会委員長から報告ありましたとおり、本定例会の会期は、本日から１２月１６日までの６日間にしたしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から１２月１６日までの６日に決定いたしました。

△日程第２ 会議録署名議員の指名

○議長（福田忠由君）

日程第２ 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定によって、１番、漁野尚登君、及び２番、森岡茂夫君を指名いたします。

△諸般の報告

○議長（福田忠由君）

諸般の報告をいたします。本定例会に説明員として出席要求を行い、出席通知のありました者の職氏名一覧表をお手元に配付しております。本定例会に付議されております議件は、令和6年度太地町一般会計補正予算（第3号）ほか8件です。次に、閉会中の議会関係の行事や会議等については、お手元に配付しているとおりです。次に、各常任委員長より報告事項があれば、順次報告願います。総務厚生常任委員会委員長、久原委員長。

○5番（久原拓美君）

総務厚生常任委員会では、令和6年11月27日1時30分より行政視察について話し合っております。以上です。

○議長（福田忠由君）

産業建設常任委員会委員長、塩崎委員長。

○6番（塩崎伸一君）

産業建設常任委員会は、特に報告事項ありません。以上です。

○議長（福田忠由君）

議会運営委員会委員長、筋師委員長。

○8番（筋師光博君）

議会運営委員会としまして、特に報告事項はありません。

○議長（福田忠由君）

議会改革特別委員会委員長、久原委員長。

○5番（久原拓美君）

議会改革特別委員会では、令和6年10月16日から18日まで、ペーパーレス化について、長野県白馬村に視察してまいりました。そして、令和6年11月11日午後1時30分より、議員定数の適正化について話し合いをしております。以上です。

○議長（福田忠由君）

以上で、諸般の報告を終わります。

△日程第3 町長の提案理由の説明

○議長（福田忠由君）

日程第3 町長の提案理由の説明を行います。三軒町長。

○町長（三軒一高君）

皆さんおはようございます。今日のご苦勞様です。令和6年第4回太地町議会定例会開催にあたり、議員各位には、お集まりいただきありがとうございます。今定例会に提案いたしました案件は、承認1件、議案8件の計9件であります。詳細につきましては、各担当者よ

り説明いたしますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（福田忠由君）

町長の提案理由説明を終わります。議案の審議を行います。

△日程第4 承認第8号

○議長（福田忠由君）

日程第4 承認第8号、令和6年度太地町一般会計補正予算（第3号）の専決処分について承認を求める件を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（福田忠由君）

説明を願います。執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

太地町一般会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。1ページをお願いします。この補正予算は、衆議院が解散されたことにより、衆議院議員選挙に係る予算を調製したものです。337万円を追加し、予算総額を33億6,276万円とするものです。第1条にその旨規定しております。7ページをお願いします。衆議院議員選挙に係る費用として、各種報酬、投開票事務手当などの人件費のほか、消耗品や郵便料などのもろもろの経費を計上しており、財源は全額国庫支出金です。なお、衆議院選挙が解散によるもので、早急に対応する必要があったため、この補正予算は、令和6年9月30日付で町長の専決処分とさせていただいております。説明は以上です。

○議長（福田忠由君）

説明を終わります。質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

討論を終わります。これから承認第8号、令和6年度太地町一般会計補正予算（第3号）の専決処分について承認を求める件を採決します。お諮りします。本件は専決処分を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

異議なしと認めます。したがって、承認第8号、令和6年度太地町一般会計補正予算（第

3号)の専決処分について承認を求める件は承認することに決定いたしました。

△日程第5 議案第49号

○議長（福田忠由君）

日程第5 議案第49号、太地町職員定数条例の一部改正を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（福田忠由君）

説明をお願いします。由谷総務課長。

○総務課長（由谷陽久君）

太地町職員定数条例の一部改正について説明いたします。今回の改正は、保育体制の強化を図るため、こども園の保育士を増やしたく教育委員会の所管に属する職員を増員し、次のように改正したく提案させていただきました。新旧対照表をお願いします。第2条第4号中、改正前の11人から14人に改正します。附則として、この条例は令和7年4月1日より施行します。説明は以上です。

○議長（福田忠由君）

説明を終わります。質疑を行います。3番、海野君。

○3番（海野好詔君）

まず、保育士の定数を増やすのには賛成ですが、私が住民福祉課長のときは、保育所は住民福祉課が所管で、幼稚園は教育委員会が所管していました。この説明では、こども園は教育委員会の所管になっているから条例の一部改正をして定数を増やすということだと思いますが、この条例の一部改正に関連するので質疑をいたしますが、太地町職員定数条例では、第2条、職員の定数は次のとおりとする。第1号では、町長の事務部局の職員66人となっています。令和6年4月1日現在の太地町職員録から町長の部局の人数を数えると43人じゃないかなと考えますが、条例の職員数と相当の開きがありますが、今回の一部改正で3名を増やすということですが、安易に増やすのではなく、きちんと定数管理をするべきだと思います。私が職員時代、若いときから比べて職員の数は相当減りました。私たちは厳しく定数管理を言われたものですが、定数を増やすというのは、よほどのことがない限りするべきではないと考えますが、いかがですか、これがまず1点です。こども園は、いつから教育委員会になったのですか。太地町立こども園条例は、平成30年4月1日から施行するとなっていますので、そのときから教育委員会の所管になったのでしょうか。この条例には、所管課が示されていないので分からないのです、これが2点目です。認定こども園の類型は、幼保連携認定こども園、これが一つです。幼稚園型認定こども園、これ二つ、保育所型認定こ

ども園、これが三つです。地方裁量型認定こども園がありますが、太地町のこども園はどの型ですか、これが3点目です。まず、ここまで答弁願いたいと思います。

○議長（福田忠由君）

脊古教育委員会次長。

○教育次長（脊古 景君）

太地町のこども園につきましては、保育所型となっております。以上です。すいません、こども園が教育委員会の所管になったというのが平成25年と記憶しております。保育所型認定こども園として運営を開始されたのが、平成30年4月からとなっております。以上です。

○議長（福田忠由君）

由谷総務課長。

○総務課長（由谷陽久君）

先ほど、海野議員の質問の第1点目になると思うんですけども、定数との差があるやないかということなんですけど、一応、うちといたしましては、退職されたときに補充という、退職補充という形で職員採用をしているような状況でございまして、その辺については人数増やすときとかは、例えば今回のような保育の強化を図るとか、ちょっと体制の強化図るときに定数を増やしたいなという考えでおります。以上です。

○議長（福田忠由君）

3番、海野君。

○3番（海野好詔君）

今、総務課長の答弁ですが、退職の補充ということなんですけれども、退職したら、人員がまた減になって、その分を補充したらいいだけの話ですよ。それが、多分この条例では、町長の事務部局の職員66人なんです。この僕の数の間違いかも分かりませんが、これ調べると43名なんです。そうなりますと23名、すごい数じゃないですか。それで退職云々というのは、今の答弁はちょっと理由に私はなってないと思います。そこら辺を再度考えてください。別に嫌みで言ってるわけじゃないです。最終的にこんなこと言うたら悪いんですけど、トータルをこっちの減してこっちをと操作をするほうがいいんじゃないかなっていう提案で私は言ってるんですけども、できるだけ定数をきちっとしていただいたらと思うんですけど、それはそれで答えてください。それと、今、保育所型と答弁していただいたんですけども、私もこれ住民福祉課長のときから、この保育所と幼稚園が一緒になるべきという考えを持ってましていろいろ調べました。そのときに、たまたま太地町は特区を受けていたんで、それでその認定をつけなくても特区でいけるよということで引付いたと思うんですよ。それ以降、特区がもう解除されたという話を聞いて、平成30年から恐らくこ

れは、本来は認定てつくんだと思うんですけれども、こども園という形じゃないかなというように思います。そこで次の質問なんですけれども、保育所型でも、教育委員会が所管しても、法的に問題はないのですかということがまず1点なんです。私もこのことを調べたのですが、答えを見つけられませんでしたので、分かれば教えていただきたい。また、今、分からなかったら後でも結構なんで、ちょっとそれは教えていただきたいと思います。もう1点は、教育委員会の所管ではなく、住民福祉課の所管であれば、この条例の一部改正は要らなかったのじゃないかなというように思います。次の一般質問でも、こども園の所管を議論したいと思いますけれども、ここら辺の考え方をちょっと聞いておきたいと思います。こども園になってから所管が決められたと思われませんが、私の経験上、当然、変更するときには、詳細を記載し、説明をし、決裁を副町長、町長に得たと私は思っていますので、そこら辺、なぜ教育委員会になったかということを、恐らく副町長その経過を分かっているんじゃないかなと思いますので、そこら辺の答弁をお願いします。

○議長（福田忠由君）

暫時休憩します。

休憩 午前9時18分

再開 午前9時19分

○議長（福田忠由君）

再開します。漁野副町長。

○副町長（漁野洋伸君）

明確にちょっと答弁できないんですけれども、ちょっと調べさせてください。以上です。今、海野議員言われた定数なんですけれども、確かにこの40数名と、海野議員調べられたのと今66名ですか、多少の乖離はあるとは存じております。これ、当初70数人やったんですかね、海野さんが課長をやっているときは、80。結構乖離があるということで、下げました。ただ、一遍に下げるのはあまりにもあれかなということで、そのときでもやっぱり定数は、ちょっとやっぱりこの条例のよりも少なかったと記憶しております。それから、またちょっと違うんですけど、やっぱり職員もう少し増やしたいというのが今見てて思うところであります。退職者の補充、基本的にはそうなんですけれども、いろいろ見てるとやっぱりちょっと今の段階では少ないなって僕は思っているところです。ただ、職員自体がちょっと今伸びてはないんですけれども、ただ、この定数条例について、今後そういう乖離があるとすれば、やっぱりどうなんだろう、やっぱりもうちょっと実態に合わせた形で考えていくのも一つの考えかなと思いますので、ちょっと検討させてください。

○議長（福田忠由君）

3 番、海野君。

○3 番（海野好詔君）

私が職員時代よりも、こんなこと言ったら悪いけど職員増えてるような、数は知りません、もう記憶ないですから、増えてるような感じがするんです。昔というか、私たちの時代と仕事の業務が違うのかも分かりませんし、そこら辺の人数は一番行政をやってる方たちが分かるんで、職員を増やしてもらったたらそれはもらうでいいんですけども、そのトータルの、これでいきますとトータルで何人になるのか分かりませんが、町職員の町長事務部局の職員が66人、議会事務局の職員2人、教育委員会の事務部局の職員5人、今、一部改正の職員が11人、そして農業委員会の職員が1人というこの定数があるわけですよね。その中で、11人から3名増やして14名というのが、この条例全体の数が増えてしまうんで、本当にそれがいいのかなと、66人から3名減らしても、別にこだわるわけじゃないんですけども、やはりトータルの数を今の時代にこうやって定数条例をかえて増やすということが、果たしていいのかなと私は思います。例えば、町長部局がもう60人だと、今現在の職員がですよ。それだったらやむを得やんなって、3名ぐらいだったと思うんですけども、66人の中に相当開きがあって、幾ら職員を募集するといっても20人もといったら莫大な財政負担になりますよ。だから、そこら辺で、今、大体の決められた定数の中で運営するのが、私は本来じゃないかなと。だから、3名増やすというのは、時代に合っていないよということを言いたいんです。そういうことなんです。もし答弁いただけるんだと答弁いただきたいと思います。

○議長（福田忠由君）

三軒町長。

○町長（三軒一高君）

海野さんもお存じのように、平成16年に合併がするしないがありまして、町民の多くが15億4,400万の引き継ぎがあったんですが、それが二、三年でなくなってまちが潰れていくんじゃないかと、だから、ほかのまちに助けをもらいたいという議論があったわけですね。その中で、私たちは15億の予算を組めば、当初ですね、何とかやっていけんじゃないかって、17年度で当初15億ぐらいの予算を組んだと思うんですよ。そのときに、確か71名ぐらい17年度で職員だけで、それを、この職員も給料を減らすわけにいかないので、それを切って、現在に至ってるという、私が引き継いだとき71名だったと思ってんですよ。海野さん言われるように、その、今、副町長が検討しますと言ったんで、そのように、できるだけ添えるようにやっていきたいと思ってますが、そういう経過のもとにやっただ。ただ、私たちも就任したときは、職員の多くが合併賛成した人の意見を聞いてみたら、勝浦と同じような給料になりたい、給料を上げたいという、それを切実な願いで、海野さんも私

たちもあのときは職員の給料は下げないで、何とか改革したいということでやったんですけど、そういう中で71名から減らしてきたというのが現実なんです。今日言われたことはよく分かっておりますので、これ議会が終わったら、副町長と総務担当課で協議させて、それに沿えるように努力していきたいなと思ってますのでよろしくお願いいたします。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑ありませんか。2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

海野議員のような専門的な知識を持ち合わせないものですから、ちょっと初歩的な質問で申し訳ない、お答えください。添付資料1番の教育委員会の所管に属する学校及び学校以外の教育機関、ここのところをもう少し具体的に内容を説明していただけますか。

○議長（福田忠由君）

脊古教育委員会次長。

○教育次長（脊古 景君）

今の部分でいいますと、こども園であったり、公民館となっております。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑ありませんか。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

学校というのは小学校と中学校、そして学校以外の教育機関というのはこども園と公民館ということでよろしいですか。それから、これ3名増やすという理由を教えてくださいんですけどね。それと、先ほど教育委員会の所管になったのが平成30年からということなんですけども、この平成25年からどうしたというのがちょっと聞こえなかったんで、再度お願いします。私も、これ記憶にあるんですけど、何で保育園が教育委員会になるのかなと、こども園が教育委員会になるのかなという疑問を持ったのは覚えてるんですけども、僕も何で教育委員会になったかは、ちゃんと教えてほしいなと思うんで、よろしくお願いします。保育所型こども園、これ保育所型認定こども園というんですか、保育所型こども園というんですか、認定つけるのとつけないのどう違うんか分かりますけど、この保育所型やったら、住民福祉課じゃないんですか。これ、僕も何か教育委員会では不思議だなと思ったんですけど、その辺の理由はほんまにちゃんと教えておいてほしいと思います。だから3人増やす理由と、それと平成30年から所管になったけど、25年から何、そこをちょっと聞けなかったんで、その2点だけお願いします。

○議長（福田忠由君）

脊古教育委員会次長。

○教育次長（脊古 景君）

まず、人数の増やすということなんですけども、現在、副園長も担任に入って直接保育に関わってる状況なんですけども、園長、副園長につきましては、直接担任するとかではなく、もっとこども園全体を見ていただけるような立ち位置というか、そういうところにしたいということで、今回あげさせていただいております。平成30年度につきましては、新園舎の落成と同時に、保育所型の認定こども園として運営を開始しております。平成25年に教育委員会がこども園を総括するというふうに記録が残っております。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑ありませんか。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

だから、その保育所型認定こども園はいつから開園したんですか。平成25年から教育委員会が所管するということが決まったということなんですけども、もうちょっと整理してちょっともう一回答弁してもらえませんか。副園長がクラスの担任を持ってて、それをしなくて、クラスの担当をしなくて、園長と副園長は全体的にこども園を見る形にしたいということなんですけども、これもちょっと具体的に説明をお願いします。

○議長（福田忠由君）

山本教育長。

○教育長（山本真一郎君）

園長、副園長の役職が現場で働いていますと、全体を見渡すことができないというのが1点あります。そして、配置基準、いわゆる法律で定められた人数において保育していますと、時々例えば12人のところ2人が入っていて、1人がオムツ替えに入ったら1人で11人見るような状態にあります。そういうときに、園長先生、副園長先生が入っていただくと非常にスムーズになると、子供の安全性も担保できるんじゃないかという考え方です。その2人プラス1名というのは、今、会計年度任用職員の方に大きく頼ってるところがあります。会計年度任用職員の方に頼っていると、非常に年度ごとに人を探すというような状態が起っています。それで、安定した保育士の数を確保したい、それでなくても、保育士の数は東牟婁郡全体、教育長の中で話し合いしても来てくれる人がないという中で、本当に確保して保育園の運営を安定したいということで3名ということにしました。以上です。

○議長（福田忠由君）

脊古教育委員会次長。

○教育次長（脊古 景君）

平成24年度から幼稚園と保育所を総称して太地こども園となっております。行政面については、その当時は幼稚園は教育委員会、保育者は住民福祉課が管轄となっております。25年度から教育委員会がこども園、太地こども園を総括するようになっておりまして、平成

30年度から保育所型認定こども園として教育委員会のほうで管轄しております。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑ありませんか。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

複雑で分からのやけど、やっぱり私はもう住民福祉課でやるのがええんちゃうかなと思うんですけど、14名にするのは別に構わないんですけども、この募集しても保育士さんというのはいくつか来るんですか、今現在。

○議長（福田忠由君）

山本教育長。

○教育長（山本真一郎君）

募集しても来てもらえるかどうか、東牟婁郡、新宮市、全国的に見てもそうですけど、非常に厳しい状態と思ってます。ただ、枠を増やしておかないと、来てもらったときに確保できないという状態が続くと思います。そういう意味で増やしていただきたいと提案しました。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

討論を終わります。これから議案第49号、太地町職員定数条例の一部改正を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

異議なしと認めます。したがって、議案第49号、太地町職員定数条例の一部改正は、原案のとおり可決されました。

△日程第6 議案第50号

○議長（福田忠由君）

日程第6 議案第50号、太地町税条例の一部改正を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（福田忠由君）

説明をお願いします。執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

太地町税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。このたびの改正は、公益信託制度の改革により、所得税法、地方税法が改正されたことによる寄附金税額控除規定の改正、私立学校法の改正により生じた条ずれに対応する条項のずれに対応する改正の2点です。新旧対照表1ページをご覧ください。第34条の7第1項の改正ですが、公益信託に関する法律が全改正されたことに伴い、所得税法において、公益信託に係る寄附金が特定寄附金として規定されたことによる改正です。所得税法第78条第2項には、寄附金控除の対象となる特定寄附金が列挙されているのですが、公益信託に係る寄附金については、改正前は同項にはあげられず、同条第3項において、特定寄附金とみなすと規定されていました。このたび、所得税法が改正され、公益信託に係る寄附金が所得税法第78条第2項に第4号として規定されましたので、それに伴う規定の整備を行います。続いて第34条の7第1項第2号の改正ですが、公益信託の認可を行う行政庁が内閣総理大臣と都道府県知事になったことによる規定の整備です。1ページ下の56条についてですが、私立学校法が改正されたことにより生じた条項のずれに対応する規定の整備です。改正部分は次のページになります。2ページ下の附則第4条の2の規定ですが、国から示される条例の参考例において削除されました。この規定が単に課税標準の計算を定めるものであることから、条例の性格を踏まえて削除したとのことでした。これに倣い、本町においても削除することとします。改正内容は以上です。この改正条例は、公益信託に係る部分が公益信託に関する法律、令和6年法律第30号の施行の日の属する年の翌年の1月1日から、私立学校法の改正に係る部分が令和7年4月1日から施行いたします。説明は以上です。

○議長（福田忠由君）

説明を終わります。質疑を行います。2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

この一連の改革というのは、小泉政権のときの公的役割を民間も担ってほしいという、そういう趣旨でいろんな社団、公益法人化だとか、法律が改正されました。この公益信託というのは非常に私も難しいんですが、具体的にはどういう行為、寄附や何かが当たるんでしょうか。

○議長（福田忠由君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

公益信託というものは、まずその信託を公益にするというか、公益的な信託をするという

内容のことになるんですが、財産、お金や基本的にはお金ですね。お金を信託銀行に預けることによって、公益的に有効的にそれを運用してくださいということで行える制度になります。具体的に言うと、奨学金とか研究費への補助とか、そういうことをやることが事例としては多い事例となっております。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑ありませんか。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

説明聞いても全然分からない。この第1項の2号の改正というのは、公益信託に関する法律になったから改正されるということで理解しておいたらいいんですか。この公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令というやつから、法律から公益信託に関する法律ということになってますけど、そういう理解でよろしいですか。それから、この公益法人等に係る町民税の課税の特例というのが削除されてますけど、この公益法人等に係る町民税の課税の特例というのはどういうことなんですか。その2点だけお願いします。

○議長（福田忠由君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

まず、公益信託に関する法律に変わったこと、議員おっしゃるとおり、平たく言えばそういうことになるんですが、以前、公益信託制度というのは前々からあったんですが、前の公益信託に関する法律というのが大正11年につくられた法律で、そこからその制度に基づいてずっとされてきていたと、その中で、問題点として、やり方として主務官庁による許可とかを行ってた、主務官庁が所管としてやってたようなんですが、その主務官庁というのが、内閣府とか厚生労働省、各省庁になるようです。実務として主務官庁からこのこちらの改正前に書かれてます公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令、これに基づいて、その事務が県知事、教育に関する部分については教育委員会のほうに事務がおりてきていたと、なので、和歌山県知事と和歌山教育委員会に降りてきてる、が行う公益信託で、太地町のことなので、その中でも太地町に町益が及ぶ部分については、寄附金控除の対象としますよということで前は規定してたんですが、今回、この公益信託に関する法律というものが大幅に全改正されまして、その所管となるものが主務官庁というところ、省庁ということではなく行政庁ということで内閣総理大臣と都道府県知事が行うというふうに規定されるようになりましたので、その変更によって、このように変えさせていただいている次第です。寄附金控除の対象になるというような制度の中身とかそういうものについては大きく変わってるわけではありません。続いて、附則第4条の2、こちらの改正のことなんですが、こちらについて、公益法人等ということで、財産を公益信託するということで、公益法

人等にこれをやってくださいということで財産を移すということになりますので、そちらについて、その移した財産については、得た公益信託法人のほうについては、それは所得になるのではないかなというところのことを特例として規定しているものになります。これが、理屈上というか、課税をその計算する計算方式を定めているものになりまして、条例の、もちろんあって間違いではないということだとは思いますが、その条例の規定の性質の仕方として、そういう課税計算のところについては、もうあえて条例には規定せずに、もう法律の規定に基づいてそちらでしましうということで、この似たような規定は地方税法にそのまま残っておりますので、この削除することによって何かが今までと変わるということではありません。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑ありませんか。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

これ町内にこういう公益信託をしてるところってあるんですか。

○議長（福田忠由君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

町内にはございません。（訂正＝ここ10年間、寄附金控除と対象となった公益信託、公益信託を対象として寄附金控除をした事例はありません。）以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

質疑を終わります。討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

討論を終わります。これから議案第50号、太地町税条例の一部改正を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

異議なしと認めます。したがって、議案第50号、太地町税条例の一部改正は、原案のとおり可決されました。

○議長（福田忠由君）

日程第7 議案第51号、太地町就学指導委員会条例等の一部改正を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（福田忠由君）

説明をお願いします。脊古教育委員会次長。

○教育次長（脊古 景君）

太地町就学指導委員会条例等の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。資料の新旧対照表をお願いします。就学指導委員会につきましては、その早期からの教育相談、支援や就学先の決定時のみだけでなく、その後の支援についても助言を行うという観点から、教育支援委員会とすることが適当であると文部科学省から示されていることから、委員会の名称を改正するものとなっております。それに合わせまして、第1条の児童及び生徒を幼児、児童及び生徒に改正したり、就学指導を教育支援に改正しております。また、第2条におきましても、義務教育就学児童を幼児、児童及び生徒に改正しております。また、第3条の委員会の委員数を11名以内から25名以内に改正しております。そのほか、第3条第2項第4号の町保健婦を町保健師に、資料2ページの第7条第3項、決しの送り仮名を改正しております。また、資料3ページをお願いします。また、附則におきまして、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を行っております。こちらは別表に就学指導委員会委員との報酬を定めておるんですけども、その教育支援委員会委員に改正するものとなっております。以上です。

○議長（福田忠由君）

説明を終わります。質疑を行います。3番、海野君。

○3番（海野好詔君）

1点だけちょっと教えてください。組織の中で、改正後が25名、改正前が11名、委員ですね。これ倍以上になったんですけれども、何でこれが倍以上になったのか、理由を教えてください。これは、国か何かの準則が25名となっているのか、それとも町独自でこの委員を決めたのか、委員数を決めたのか。それと、数が増えていろいろな委員さんが入っていただけるのは、いろいろな意見が出ていいのかも分かりませんが、あまり委員を増やし過ぎてまとまらないということもあろうかと思いますが、発言をできるような、やはり委員さんをそろえていただきたいなど、当局がこういうことで投げかけるのかどうか分かりませんが、はいはいというような委員じゃなくて、本当に教育支援を目的として意見を言ってくれるような委員を、人を望みたいと思います。だから25名が適正な数字なのかということをお教えてください。

○議長（福田忠由君）

脊古教育委員会次長。

○教育次長（脊古 景君）

この人数の増なんですけども、町独自で考えさせていただきまして、あくまで25名以内ということになってるんですけども、その日頃から通常学級でもちょっとそういう支援のいる児童とかがいた場合に、やはり日頃から見ている担任の先生に状況を聞くためにも、そういう先生にも入っていただいたほうがいいんじゃないかというところから担任の先生、小学校とか中学校の通常学級の担任の先生であったり、支援学級の担任の先生の部分をちょっと増やした改正となっております。以上です。

○議長（福田忠由君）

3番、海野君。

○3番（海野好詔君）

そしたら、今まではその人たちが入ってなかったということなんですかね。それと、そういう人たちは、確かに私も大切じゃないかなと思うんですけども、ちょっと申し訳ないんですけど、この組織の条例見てなかったんで全部が分からないんですけども、個人としても個人の資格でこの委員の中に入ってるのか、この二つだけ教えてください。

○議長（福田忠由君）

脊古教育委員会次長。

○教育次長（脊古 景君）

担任の先生は今まで入ってなかったのかということなんですけども、その委員として委嘱はしてなくて、説明員として入っていただきました。

○議長（福田忠由君）

暫時休憩します。

休憩 午前9時53分

再開 午前9時54分

○議長（福田忠由君）

再開します。脊古教育委員会次長。

○教育次長（脊古 景君）

個人の資格としての住民の方とかは入っておりません。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑ありませんか。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

基本的なことですけど、就学指導から教育支援に変わるということは、ちょっと具体的に説明してほしいと思います。それと、委員は次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱するということなんですけど、この１、２、３、４は町保健師ということで、これ保健婦から保健師にするということで分かるんですけども、この１、２、３、５はどういう人たちなのかちょっと教えといてほしいと思います。

○議長（福田忠由君）

脊古教育委員会次長。

○教育次長（脊古 景君）

その就学指導から教育支援にということなんですけども、これまではこども園から小学校に上がる時などの就学時における就学先の決定とか、結構重きを置いてたんですけども、就学後、入学してからでも教育支援を行っていく必要があるということから、教育支援に変更させていただいております。例えば、進級するときに、次、支援学級にいたけども力がついてきたんで通常学級へ移れるんじゃないかとか、やっぱり通常学級へ一旦入ったけども、支援学級でもうちょっと丁寧に学習したほうがいいんじゃないかとか、そういった助言も行わせていただいております。続きまして、第３条の委員の１号なんですけれども、１号は現在は岩崎病院の医師に入っております。第３条の第１号につきましては、医師となっております。第２号につきましては教育職員、第３号については、県の児童相談所の職員となっております。第５号のその他教育委員会が必要と認める者につきましては、児童発達支援センターの保育士などを想定しております。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑ありませんか。２番、森岡君。

○２番（森岡茂夫君）

そうすると、現時点で就学指導委員というのは何名あるんでしょうか。それから、選定基準は条例に示されているということなんですけど、例えば、直近の１年間でどれぐらい委員会が開催されてるんでしょうか。それから、委員会開催するのは定期的にやってるのか、それとも何か理由があるのか、その辺を教えてください。

○議長（福田忠由君）

脊古教育委員会次長。

○教育次長（脊古 景君）

現在の委員数ですけども、１４名となっております。年１回委員会を開催しております。以上です。

○議長（福田忠由君）

暫時休憩します。

休憩 午前9時59分

再開 午前10時01分

○議長（福田忠由君）

再開します。2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

条例で委員11名が実態としては14名というのは、それご説明お願いします。

○議長（福田忠由君）

脊古教育委員会次長。

○教育次長（脊古 景君）

条例改正につきましては、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用するとなっておりますので、令和6年度からの適用と想定しております。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

討論を終わります。これから議案第51号、太地町就学指導委員会条例等の一部改正を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

異議なしと認めます。したがって、議案第51号、太地町就学指導委員会条例等の一部改正は、原案のとおり可決されました。

○議長（福田忠由君）

暫時休憩します。10時20分より再開します。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時20分

○議長（福田忠由君）

再開します。先ほど審議いただきました議案第50号、太地町税条例の一部改正について、町長より答弁の訂正の申出があります。説明願います。執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

先ほど漁野議員からのご質問にて、町内において公益信託があるのかどうかというところで、私ありませんというふうにお答えしたんですが、公益信託があれば町に必ず連絡が来るわけではございませんので、ここ10年の間、寄附金控除と対象となった公益信託、公益信託を対象として寄附金控除をした事例はありませんと訂正させていただきます。以上です。

○議長（福田忠由君）

お諮りします。ただいまの申出のとおり、訂正を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

異議なしと認めます。したがって、町長より申出のとおり、訂正することに決定いたしました。

△日程第8 議案第52号

○議長（福田忠由君）

日程第8 議案第52号、令和6年度太地町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（福田忠由君）

説明を願います。執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

太地町一般会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。1ページをお願いします。この補正予算は、休職・退職などにより不用となった人件費の減額、利用者が増加したことにより不足した障害福祉費の増額、対象者の増加により必要となった広域保育事業委託料の増額などの補正です。1,397万6,000円を追加し、予算総額を33億7,673万6,000円とするものです。第1条にその旨規定しております。主なものについてご説明いたします。6ページをお願いします。国庫支出金、県支出金に計上しております、障害者自立支援給付費負担金、障害児施設措置費（給付費等）負担金は、10ページに計上しております、障害者（児）福祉費の扶助費1,548万円の国庫負担、県負担になります。国庫は2分の1、県は4分の1の負担です。同様に、国庫支出金に計上しております、子供のための教育・保育給付交付金、県支出金に計上しております、子供のための教育・保育給付負担金は、11ページ中ほどに計上しております、広域保育事業委託料267万円の国庫負担、県負担になります。先ほどの障害福祉に係る扶助費と同様、国庫は2分の1、県は4分の1の負担です。8ページをお願いします。上段の一般管理費の給料、職員手当等、共済費の減

額については、本年7月（訂正＝8月）に職員が退職したため大きな減額となっております。10ページをお願いします。下から三つ目の障害福祉サービス費等については、利用者が増加したことによる大幅な増額です。次のページをお願いします。児童福祉総務費の給料、職員手当等、共済費の減額、こども園費の給料、職員手当等、共済費の減額については、育休や産休により、休職期間が長期になったため大きな減額となっております。中ほどの広域保育事業委託料は、町外の保育所の利用者が増加したことによるものです。説明は以上です。

○議長（福田忠由君）

説明を終わります。質疑を行います。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

説明がさあっと飛び飛びになるので、かぶるか分からないですけど。まず、8ページの一般管理費の378万円の減ということで、さっき説明あったようですけど、再度説明をお願いします。それから、議長がもうそれはあかんと、駄目だと言うならもういいですけども、税に絡めて、今現在、空き家の数をちょっと聞いておきたいんですけども。そして、現在何件、太地町に寄附されているかというのもちっと聞いておきたいんですけど、よろしくをお願いします。それから、9ページの戸籍住民基本台帳費の14万2,000円の増ということで、職員の扶養、超勤、児童手当が上がってますけど、これについての説明をお願いします。ここでもちっと太地町の高齢化率を住民基本台帳ということで、ちょっと聞いておきたいんですけど、太地町の高齢化率、それと平見とその他の地区の高齢化率、今現在、全世帯数、その中で一人暮らしの世帯数もちっと教えておいてほしいんですけど。それと、これも10ページの社会福祉総務費で、123万円の減ですか、職員。それと、積立金の3,000円の説明もをお願いします。それから、地域福祉センターの50万円の増の説明もをお願いします。それと、11ページの児童福祉総務費の給料、職員手当等、共済費の252万7,000円の減の説明もをお願いします。それから、その下の会計年度任用職員の211万5,000円の増ということで、こども園費の373万5,000円の減についても、再度説明をお願いします。それから、12ページの保健衛生費、保健衛生総務費の95万6,000円の減ですね。それと、次の13ページの都市計画総務費の17万8,000円の増ですか。それから、教育費の78万5,000円の増ですね。それから、この12ページの保健衛生総務費で、これ人件費なんですけども、この中で期末手当とか勤勉手当とか通勤手当とか、もろもろが入ってないんですけど、これはどういう理由なのかも合わせて説明をお願いします。以上です。

○議長（福田忠由君）

森本総務課副課長。

○総務課副課長（森本直樹君）

私のほうからは、8ページをお願いします。一般管理費の人件費の減額378万円ですが、主に職員1名の退職によりまして不用額を減額するものです。以上です。

○議長（福田忠由君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

私からは、8ページの空き家の数なんですが、寄附を受けた空き家の数ですが、平成22年度から集計しておりまして、現在までで82件、寄附を受けております。以上です。空き家は、平成27年、令和2年と5年ごとに集計しておりまして、現在、把握しているのが令和2年の数字になりますのでそれを申し上げます。町内全体で325件となっております。以上です。

○議長（福田忠由君）

下津住民福祉課長。

○住民福祉課長（下津公広君）

私のほうからは、9ページの職員手当等なんですけれども、こちらは職員に子供さんが生まれたことによる扶養費等の児童手当の増額になります。超勤手当につきましては、超勤に最初見込んでいた時間数より伸びているための増額となります。高齢化率なんですけれども、45.5%になります。平見区の高齢化率なんですけれども、18.1%、それ以外の地区では27.5%となっております。世帯数なんですけれども、1,539世帯で、うち独居の世帯になりますと366世帯となります。10ページなんですけれども、こちら給料、職員手当等の減額なんですけれども、こちら休職者が出たことによる不用額が出ましたので減額となります。10ページの太地町地域福祉基金積立金なんですけれども、こちら利子分を基金に積み立てを行うために予算計上を行うものとなっております。次が地域福祉センターの管理費のほうになるんですけれども、こちら当初予算の施設修繕費がほぼ予算を執行してしまいましたので、運営に支障が出るような故障が今後発生する可能性も考えられますので、それに備えて補正をさせていただくものとなっております。11ページなんですけれども、こちらの人件費なんですけれども、こちらは育児休暇を取っている職員ございますので、そちらの職員の不用額となります。12ページなんですけれども、こちらと同じく育児休暇による人件費の減になるんですけれども、こちら手当のほうの減額がなぜないのかということになるんですけれども、こちらがそのもう一つ前の育児休暇のものはもう年度当初から休暇取っておりまして、こちらの12ページの衛生費の職員のほうにつきましては、9月からの育児休暇取得となっておりますので、不用額が少ない額でしたので、こちらは不用額として落としていないということでご理解いただけたらと思います。以上です。

○議長（福田忠由君）

山下産業建設課長。

○産業建設課長（山下真一君）

私のほうは、13ページの都市計画総務費の17万8,000円増額について説明させていただきます。こちらにつきましては、管理職の職員1名がちょっと病気で休んでおりまして、その分、管理職手当と通勤手当が減額する反面、それを補うために超勤対象の職員が業務を重ねているということで、年度末までちょっと不足が生じるということから、23万円増額させていただいております。以上です。

○議長（福田忠由君）

脊古教育委員会次長。

○教育次長（脊古 景君）

11ページをお願いします。11ページの学童保育所運営費の報酬、211万5,000円の増額なんですけども、会計年度任用職員1名増員したことによる増加となっております。こども園費の減額なんですけども、育児休業を取得している職員がおりますので、その分減額となっております。13ページをお願いします。教育費の増額なんですけども、まず、職員手当につきましては、教育長が7月就任となっておりますので、期末手当については、その満額支給となっております。その差額分減額となっております。また、共済費につきましては、宇佐川前教育長は75歳以上であったため、医療保険等については、後期高齢者医療に加入しておりました。山本教育長につきましては、75歳未満であるため共済のほうに加入しますので、その分の増額の費用となっております。以上です。

○議長（福田忠由君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

私、一番最初の当初の説明において、8ページ上段の一般管理費の人件費の減額のところで、本年7月に職員が退職ということでご説明させていただいたんですが、本年8月の誤りです。申し訳ありません。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑はありませんか。3番、海野君。

○3番（海野好詔君）

11ページなんですけれども、これの児童福祉総務費の中の委託料、広域事業委託料267万円、これは基本的に、私が認識しているところなんですけれども、事業所がよそにあって、子供がある。園児を太地のこども園へ預けられない、だから、自分が勤務しているところの保育所で見ていただくということが基本的に原則だと思うんですね。そういうことで267万円だと思うんですけれども、これどこに何件のお金なのか。それと、これ後、12月、

1、2、3、約4か月です。4か月で267万円なのか、それとも予算が取ってたからそれを消化していった、今足らなくなつて、この補正予算に計上したのか。もう1点、この中に0歳児があるのか。聞くところによると、太地のこども園で0歳児がもう保育士が少ないんで受け入れてもらえないということで、他町村の保育園ですね。保育所に行ってる、今行ってるっていう話だけなんで申し訳ないんですけども、話だけで。だから、そういう事例があるのかですね。そこら辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（福田忠由君）

暫時休憩します。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時42分

○議長（福田忠由君）

再開します。脊古教育委員会次長。

○教育次長（脊古 景君）

下里保育所、これ1名です。わかば保育園2名、天満保育園1名、たづはら保育園1名となっております。そのうち0歳児がこの年度途中から天満保育園とたづはら保育園のほうに入園しております。0歳児が年度途中から入ったことによって、当初見込んでいたよりも予算額が不足してきましたので、その分の補正となっております。以上です。

○議長（福田忠由君）

3番、海野君。

○3番（海野好詔君）

この0歳児ですね、これ純粋に先ほど言ったように、自分の事業所がよそにあるからなのか、それとも、もう太地町こども園で入れない、本当のこと言ってもらったほうがありがたいんですけども、こども園では受け入れができないよということで入れてもらったのか。また、わかば保育園でも、私の聞いたところでは、0歳児が太地町でこども園で入れなかったから入れてもらったと、これも話で申し訳ないんですけども、ちょっとそこら辺確認のために、もし分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（福田忠由君）

脊古教育委員会次長。

○教育次長（脊古 景君）

すいません、ちょっと現在そこまで詳しい資料を持ち合わせておりませんので、後で回答させていただきたいと思います。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑ありませんか。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

この予算の中で、退職者が1人と、8月に退職したんだという方が1人、それと、病気で休んでる方、それと育休で休んでる人、産休で休んでる人はこれ何名ぐらいおるんですか。それと、その高齢化率なんですけども、平見は18.1%で、その他の地区の高齢化率が27. 幾つ言ったら、ちょっとおかしいんですけどね。高齢化率が45.5%やったら、これで18足したら70%ぐらいになってくるのかな、60何%になってくるのか、そのぐらいなかったらおかしいんですけど、その辺ちょっと再度答弁をお願いします。それと、質問ちょっと忘れたんで、この14ページの石垣記念館の会計年度任用職員の51万1,000円の増ということもちょっと説明をお願いします。以上です。

○議長（福田忠由君）

櫻井教育委員会主幹。

○教育委員会主幹（櫻井敬人君）

石垣記念館、会計年度任用職員報酬の補正なんですけれども、石垣記念館の管理人2人分の令和6年度報酬を計上する際に、当初予算を過少に見積もっていたため予算が不足する事態となりました。今後、誤りがないように気をつけたいと存じます。以上です。

○議長（福田忠由君）

森本総務課副課長。

○総務課副課長（森本直樹君）

今回の補正の中で、まず退職者の方の分が1名、休職の関係が4名分、育児休業の関係が4名ですね。以上です。育児休業者ということでお願いします。産休は減額にはなりませんので、あくまで育児休業分ということで。

○議長（福田忠由君）

下津住民福祉課長。

○住民福祉課長（下津公広君）

すいません、先ほど申させていただいた高齢化率、平見区の高齢化率なんですけれども、こちら町内全人口で割ったものになるんですけれども、平見区の人口で計算したところ、平見区の高齢化率が37.1%です。そのほかの地区につきましては、53.6%となります。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

討論を終わります。これから議案第52号、令和6年度太地町一般会計補正予算（第4号）を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

異議なしと認めます。したがって、議案第52号、令和6年度太地町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

△日程第9 議案第53号

○議長（福田忠由君）

日程第9 議案第53号、令和6年度特別会計太地町介護保険事業補正予算（第2号）を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（福田忠由君）

説明を願います。梶田住民福祉課主幹。

○住民福祉課主幹（梶田将樹君）

令和6年度特別会計太地町介護保険事業補正予算（第2号）について説明します。今回の補正予算計上の主要3点は次のとおりです。1点目及び2点目ですが、介護予防サービス給付費及び地域支援事業費につきまして、給付件数の増加傾向による増額補正を計上し、それに伴う歳入の補正計上を行います。3点目は、歳入において昨年度も計上していました包括支援センターにおける介護予防ケアマネジメント作成手数料に当たる介護予防サービス費他収入の計上を行い、その収入金額を太地町地域包括支援センター運営委託料としての歳出補正計上であります。1ページをお願いします。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ820万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,792万5,000円としています。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページの第1表、歳入歳出予算補正第2号のとおりです。内訳としまして、6ページをお願いします。歳入です。4款、1項、1目、介護給付費に係る国庫負担金ですが、介護予防サービス等諸費の増額計上に伴う国の定率負担分となっており、74万円の増額計上です。2項、国庫補助金につきましては、1目、調整交付金として32万5,000円を増額計上し、2目、地域支援事業交付金として、介護予防・生活支援サービス事業費の訪問通所等サービス事業費に当たる22万5,000円の増額計上で

す。５款、１項、１目、介護給付費に係る支払基金交付金として、９９万９，０００円の増額計上ですが、介護予防サービス等諸費の増額計上に伴う定率負担分であります。２目、地域支援事業支援交付金につきましては、介護予防・生活支援サービス事業費の訪問通所等サービス事業費に当たる２４万３，０００円の増額計上です。７ページをお願いします。６款、１項、１目、介護給付費に係る県負担金は、６ページの国庫負担金と同様に県からの定率負担分４６万２，０００円の増額計上です。６款、３項、１目、地域支援事業交付金に係る県補助金につきましても、国庫補助金と同様に、県補助金の定率負担分として１１万２，０００円の増額計上です。１０款、１項、１目、一般会計からの介護給付費繰入金につきましては、県負担金及び補助金と同額の町負担分の増額計上になります。８ページをお願いします。１０款、２項、１目、介護給付費準備基金繰入金ですが、介護予防サービス等諸費及び介護予防・生活支援サービス事業費の増額計上に伴い、１号被保険者負担分に当たる９２万円を増額計上しています。１３款、４項、７目、雑入ですが、介護予防サービス費他収入として、介護予防サービス計画等に係る手数料収入分として３６０万円の計上です。以上、歳入に係る補正額合計８２０万円の内訳でございます。９ページをお願いします。歳出ですが、２款、２項、１目、介護予防サービス給付費及び、５款、１項、１目の介護予防・生活支援サービス事業費ですが、それぞれ給付件数の増加傾向により、３７０万円及び９０万円を増額計上させていただいております。内訳につきましては説明欄に記載のとおりです。５款、３項、５目、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費ですが、１２節、委託料として太地町地域包括支援センター運営委託料３６０万円を増額計上をさせていただいております。これにつきましては、介護予防サービス費他収入分として、太地町地域包括支援センターにて要支援者に対するケアマネジメント作成手数料分が太地町に一旦収入されるもので、同額を委託料として計上しております。以上、歳出に係る補正額合計８２０万円の内訳でございます。説明を終わります。

○議長（福田忠由君）

説明を終わります。質疑を行います。１番、漁野君。

○１番（漁野尚登君）

２点だけ、８ページの介護給付費準備基金の総額をお願いします。それから、９ページの訪問通所等サービス費の９０万円についての説明と、２点お願いします。

○議長（福田忠由君）

梶田住民福祉課主幹。

○住民福祉課主幹（梶田将樹君）

まず、８ページの準備基金の繰入金、その後の残額ですが１，９８６万４，０００円となります。次、９ページの訪問通所等サービス費なんですが、これは訪問介護、主にホームへ

ルプサービスであったり、通所介護、いわゆるデイサービスに係る費用ということになります。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

質疑を終わります。討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

討論を終わります。これから議案第５３号、令和６年度特別会計太地町介護保険事業補正予算（第２号）を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

異議なしと認めます。したがって、議案第５３号、令和６年度特別会計太地町介護保険事業補正予算（第２号）は、原案のとおり可決されました。

△日程第１０ 議案第５４号

○議長（福田忠由君）

日程第１０ 議案第５４号、令和６年度特別会計太地町後期高齢者医療事業補正予算（第２号）を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（福田忠由君）

説明を願います。稲藪住民福祉課企画員。

○住民福祉課企画員（稲藪江美君）

令和６年度特別会計太地町後期高齢者医療事業補正予算（第２号）についてご説明いたします。１ページをお願いします。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ３４万３，０００円を追加し、予算総額をそれぞれ１億３，１４５万３，０００円とするものです。第１条にその旨規定しております。６ページをお願いします。歳入予算の補正です。今回は後期高齢者医療広域連合納付金の額が確定しましたので、３４万３，０００円を保険基盤安定繰入金としまして増額計上しております。７ページ、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金としまして、歳入と同額の３４万３，０００円を増額計上させていただいております。以上です。

○議長（福田忠由君）

説明を終わります。質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福田忠由君)

質疑を終わります。討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福田忠由君)

討論を終わります。これから議案第54号、令和6年度特別会計太地町後期高齢者医療事業補正予算(第2号)を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福田忠由君)

異議なしと認めます。したがって、議案第54号、令和6年度特別会計太地町後期高齢者医療事業補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

○議長(福田忠由君)

暫時休憩します。午後1時より再開します。

休憩 午前10時59分

再開 午後1時00分

○議長(福田忠由君)

再開します。先ほどの議案第52号、令和6年度太地町一般会計補正予算(第4号)で町長より答弁漏れの申出があります。答弁願います。脊古教育委員会次長。

○教育次長(脊古 景君)

先ほど海野議員のほうからご質問のありました、0歳児2名の受け入れのことについてなんですけども、ちょっと太地では受け入れが難しいということで、町外の保育園のほうに入所していただけてます。以上です。

△日程第11 議案第55号

○議長(福田忠由君)

日程第11 議案第55号、令和6年度特別会計太地町くじらの博物館事業補正予算(第2号)を議題とします。事務局長に朗読させます。

(事務局長朗読)

○議長(福田忠由君)

説明をお願いします。稲森くじらの博物館長。

○くじらの博物館長（稲森大樹君）

令和6年度特別会計太地町くじらの博物館事業補正予算（第2号）についてご説明させていただきます。1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正です。第1条、既定の歳出予算の内容を変更し、それぞれ4億3,105万1,000円と定めております。4ページをお願いいたします。歳出についてご説明させていただきます。2項、水族館費、修理費につきまして、150万円を計上しております。主な修理内容は、大水槽オーバーフローの配管が破損したことによる破損した配管と周囲の劣化した配管、そして水族館水槽のチラーファンの不具合に伴うその取り替え、以上です。続きまして、4項、営業外費用、消費税につきまして390万円を計上しております。このたび12月に税務署からの通知を受け、消費税が決定し、不足する消費税額を計上いたしました。以上です。

○議長（福田忠由君）

説明を終わります。質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

質疑を終わります。討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

討論を終わります。これから議案第55号、令和6年度特別会計太地町くじらの博物館事業補正予算（第2号）を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

異議なしと認めます。したがって、議案第55号、令和6年度特別会計太地町くじらの博物館事業補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

△日程第12 議案第56号

○議長（福田忠由君）

日程第12 議案第56号、令和6年度企業会計太地町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（福田忠由君）

説明を願います。山下産業建設課長。

○産業建設課長（山下真一君）

令和6年度太地町水道事業会計補正予算（第2号）について説明をさせていただきます。
1ページをお願いします。令和6年度太地町水道事業会計予算、第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正しております。1款、水道事業費用、9,733万9,000円に200万円を追加し、9,933万9,000円となっております。8ページをお願いします。電気使用量が増加しておりまして、動力費を増額補正させていただいております。以上です。

○議長（福田忠由君）

説明を終わります。質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

討論を終わります。これから議案第56号、令和6年度企業会計太地町水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

異議なしと認めます。したがって、議案第56号、令和6年度企業会計太地町水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

△散 会

○議長（福田忠由君）

本日はこれで散会いたします。明日は午前9時より再開いたします。

散会 午後1時05分

太地町議会議長 福田 忠由

太地町議会議員 漁野 尚登

太地町議会議員 森岡 茂夫